

プロジェクト	「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定め が明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する 開示
項目	第 33 回ディスクロージャー専門委員会及び第 425 回企業会計基準 委員会で聞かれた意見及び対応案（見積りの開示）

本資料の目的

1. 本資料は、「見積りの不確実性の発生要因」に関する開示に関連して、第 33 回ディスクロージャー専門委員会（2020 年 2 月 5 日開催）（以下「第 33 回専門委員会」という。）及び第 425 回企業会計基準委員会（2020 年 2 月 12 日開催）で議論した項目について、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。
2. なお、「第 33 回専門委員会で聞かれた意見」の部分については、第 425 回企業会計基準委員会 審議事項(3)-5 にてお示しした内容と同一である。

ASBJ 事務局の提案及び聞かれた意見

寄せられたコメント及びそれらに対する対応案

【ASBJ 事務局の提案】

3. ASBJ 事務局は、第 32 回専門委員会及び第 424 回企業会計基準委員会（2020 年 1 月 31 日開催）での議論を踏まえて、コメント対応表の修正を提案した。

【第 33 回専門委員会で聞かれた意見】

本公開草案に記載された例示について再検討すべきとの意見

4. コメント対応表での対応案において、例示は行わないとしている一方、本公開草案第 21 項では固定資産の減損損失などが例示されており、違和感がある。固定資産の減損損失については、減損損失を認識しない場合であっても開示する項目として識別する可能性があるものの例として記載されているため、間違っているとは言えないが、誤解を招く可能性がある。そのため、例示が必要かどうか、例示する場合は当該項目が例示として適切であるか再検討し、修文を検討してほしい。

（対応案）

文案の検討の中で記載を検討する。

「当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目を識別する」の記載の修文案に賛成する意見

5. 論点の項目 10)¹については、色々な関係者の意見を踏まえて、「可能性が高い」の部分修文し、「金額」及び「翌年度」の部分については本公開草案の記載を維持するという、ASBJ 事務局の提案に賛成する。

(対応案)

ASBJ 事務局の提案に賛成する意見である。

「注記内容の趣旨を明確化すべき」とのコメントへの対応案に関する意見

6. 論点の項目 30)のコメントについて、本公開草案を適用して行われうると考えられる開示が2つ挙げられているが、1つ目の開示は本公開草案の趣旨ではなく、一方、2つ目の開示が必ずしも行われるわけでもないことを対応案に追記する方が良い。
7. コメント対応表に対応案を追記する場合は、企業が自主的に判断して開示することを否定するような趣旨にならないよう留意してほしい。
8. 現状の本公開草案の記載に基づくと、このような考え方になり得るため、一から開示内容を検討し直すような実務対応を監査人から求められてしまうことを懸念する。本来想定される実務対応はそうではなく、個々の会計基準による開示があり、それを参照することが対応の中心となることだと考えている。

(対応案)

文案及びコメント対応表の対応案の検討の中で記載を検討する。

【第 425 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

9. 特に意見は聞かれなかった。

【検討項目 1】総論（再検討）

¹ 第 33 回専門委員会 資料(2)参考資料及び第 425 回企業会計基準委員会 審議事項(3)参考資料 1 のコメント対応表の関連箇所は、別紙 2 を参照。

【ASBJ 事務局の提案】

10. ASBJ 事務局は、【検討項目 1-1】及び【検討項目 1-2】²について再検討し、次のように対応することを提案した。

- (1) 本公開草案の記載は維持する。
- (2) 第 33 回専門委員会でお示しした資料(2)-1 の第 21 項から第 24 項の内容³を要約して、コメント対応表の対応として記載する。
- (3) 本公開草案の考え方等について、セミナー等を通じて周知することとし、関係者にも周知への協力を依頼する。

【第 33 回専門委員会で聞かれた意見】

包括アプローチによりどのような開示が求められるのかを明確にすべきとの意見

11. 第 32 回専門委員会でも指摘したよう、個別の会計基準で足りない開示を包括アプローチによりカバーするという考えは適切ではない。包括アプローチで何が求められているのか及びその包括アプローチにより何を開示させたいのかが、まだ明確になっていないと考えられるため、修文を検討してほしい。

(対応案)

文案の検討の中で記載を検討する。

【第 425 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

本公開草案の大きな方向性を変えないことに賛成する意見

- 12. 本公開草案の大きな方向性を変えないことに賛成する。
- 13. 作成者から実務上の懸念が聞かれたことも理解した。しかし、開示の実務については、企業が内容を検討し、その開示内容がわかりにくい又は不足するようであれば、企業及び監査人がより良い開示に向けて毎年改善していくことが必要であり、実務が浸透していくのを待つ必要があるものとする。

² 【検討項目 1-1】(先に個別基準で開示が足りているかどうかを検討すべき。現状 IAS 第 1 号「財務諸表の表示」第 125 項にあるような規定がないことで大きな問題は生じているとは考えにくい) 及び(個別基準で注記が要求されていない項目について本公開草案で対応するように開発にあたっての基本的な方針の記載を修正すべき) について

【検討項目 1-2】(開示項目の識別の判断に関する記載について、実務を反映しているか確認すべき) について

³ 別紙 1 を参照 (第 425 回企業会計基準委員会 審議事項(3)-2 と同じ資料である)。

(対応案)

ASBJ 事務局の提案の方向性に賛成する意見である。

【検討項目 3】連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表の取扱い

（【検討項目 3-1】連結財務諸表を作成している場合は、個別財務諸表の注記を省略可とするべき。仮に注記を求めるのであれば、項目の識別のみとするべき）

【ASBJ 事務局の提案】

14. ASBJ 事務局は、本公開草案の提案を維持し、個別財務諸表における開示を求めるとすることを提案した。

【第 33 回専門委員会で聞かれた意見】

本公開草案の内容を維持することに賛成する意見

15. クレジット分析の観点からは個別財務諸表の分析も重要であるため、個別財務諸表の開示を求めることを維持する ASBJ 事務局の提案に賛成する。
16. 日本証券アナリスト協会のコメンタリーにあるアンケート結果においても、約 90%が本公開草案の提案に賛成していることから、ASBJ 事務局の提案の方向性で良いと考えている。

(対応案)

ASBJ 事務局の提案に賛成する意見である。

個別財務諸表の注記を簡略化できることと、連結財務諸表の注記を参照できることとの関係について説明を追加すべきとの意見

17. 本公開草案第 9 項の「①連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表においては、識別した項目ごとに、当年度の個別財務諸表に計上した金額の算出方法に関する記載をもって第 7 項(2)の注記に代えることができる。②この場合、連結財務諸表における記載を参照することができる。」（①、②、下線は ASBJ 事務局追加）の記載では、「①であるから②である」というロジックであると読み取れるが、①は②の理由にはなっていないと思われる。①と②の間に説明を追加する方がわかりやすいのではないか。

(対応案)

文案の検討の中で記載を検討する。

【第 425 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

18. 特に意見は聞かれなかった。

（【検討項目 3-2】個別財務諸表のみで識別される項目については、本公開草案第 7 項(2)などの記載 を求めるべき）

【ASBJ 事務局の提案】

19. ASBJ 事務局は、本公開草案の提案⁴を維持することを提案した。

【第 33 回専門委員会で聞かれた意見】

個別財務諸表の注記の容認規定の取扱いについて誤解が生じないように対応案においての説明を追加するべきとの意見

20. 論点の項目 51) のコメントでは、連結財務諸表を作成している企業において、個別財務諸表に固有の会計上の見積りも、原則的な取扱い⁵に従った注記が必要となるような認識であることが示されているが、本公開草案の取扱いはそのようにはなっていないため、対応案において説明を追加してはどうか。

(対応案)

コメント対応表の対応案の検討の中で検討する。

【第 425 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

21. 特に意見は聞かれなかった。

以 上

⁴ 個別財務諸表においてのみ識別される項目についても、原則として本公開草案第 7 項(2)の開示が求められるとしているものの、当年度の個別財務諸表に計上した金額の算出方法を記載する場合には、当該記載をもって本公開草案第 7 項(2)に代えることができるとしている。

⁵ 本公開草案第 7 項

第 5 項に基づき識別した項目のそれぞれについて、前項に基づき注記した項目名に加えて次の事項を注記する。

(1) 当年度の財務諸表に計上した金額

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

(以下略)

公開草案に寄せられたコメントへの対応案の再検討【検討項目 1】

(関連する箇所のみ抜粋)

事務局対応案

21. 我が国の既存の個別の会計基準、例えば繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計など、見積りに関して相応の注記を求めている会計基準が存在する。企業が識別した項目について、他の会計基準に従って開示している内容が本公開草案の開示目的を満たしている場合、追加的に開示する情報はないと考えられる。
22. これについて、本公開草案が最終化されたのちに、他の開示を参照する運用が安定的になされていくためには、例えば、固定資産の減損会計、税効果会計及び引当金といった項目ごとに最終化された本公開草案の下で、何について開示が要求される可能性があり、その中で何が個別の基準で定められているのかに関して例示を示すことが考えられる。
23. しかし、本公開草案は、原則主義のもとで具体的な開示項目及び開示内容は開示目的に照らして判断することを求めている。具体的な項目を基準内で示すことはいわゆる個別アプローチの考え方に近いものとなり、包括アプローチを採用することとした趣旨を損なう可能性がある。
24. また、基準内で何らかの例示を示していくことは本公開草案が最終化されたのちの運用の安定性の観点からは有益であると考えられるが、例示はチェックリストのように扱われる可能性があり、本公開草案の基本的な考え方を損なう可能性があると考えられる。

第 33 回専門委員会及び第 425 回企業会計基準委員会にてお示ししたコメント対応表
(関連する箇所のみ抜粋)

(HP では非公表)